

ナイト流不確実性の下での 賃金交渉と名目賃金硬直性

玉井義浩

April 23, 2009

1 序

労使間の暗黙の交渉モデルや効率賃金仮説によって導かれる実質賃金の硬直性はメニューコスト理論と相俟って名目硬直性および貨幣の非中立性の原因となる (Ball and Romer (1990))。これに対し、メニューコストに拠らず、より本源的な不確実性 (ナイト流の不確実性ないし Ambiguity) の観点から名目賃金の硬直性を導出した論文に、Mukerji and Tallon (2004)(MT) がある。MT 論文は、労使双方が単なるリスクという意味での不確実性ではなく、より本源的な不確実性に直面している場合に、実質賃金変動のリスクを不可避的にもたらず名目固定賃金契約を労使双方が締結する均衡が存在することを示した。

ただ、MT 論文の結論は、相対価格変動ショックに Ambiguity を加えれば直ちに得られるものではなく、その結論はもう一つの重要な仮定に大きく依拠している。それは、契約当事者 (労使) 双方が消費する品目の価格が、いずれもマクロショックに完全に連動している一方、彼/彼女らが消費しないが CPI に含まれる品目の価格は、マクロショックの他に当該品目に特殊的な実物的な価格変動要因にも影響される、としている点である。

本論文はまず上記のことを明らかにした上で、消費する品目の選択についての労働者の選好が私的情報である、つまり、リスクシェアリングのための賃金契約をオファーする企業が労働者の消費行動 (賃金をどの品目に支出するのか) を知ることができない場合、どのような賃金契約が締結されるかを分析したものである。

実物的価格変動要因の存在しない財 (マクロショックによってのみ価格が変動するという財) を好む労働者 (type A) の選好と、実物的要因で価格が大きく変動するような財を好む労働者 (type B) の選好との間にいわゆる Single Crossing Property が成立し、企業は CPI への連動の度合いの異なる賃金契約のメニューを示すことによって両者を識別できるという、自己選択メカニズムを設計できる。労使双方の直面する不確実性の度合いが十分に強い場合には、type A に対し名目固定賃金、type B に対し一部 CPI への連動を加味した賃金がオファーされるという分離均衡が存在する。つまり、MT 論文で明示的には扱われなかった、企業が type A と type B という性質の異なる労働者に対峙するような状況に於いても、少なくとも type A の労働者について名目固定賃金が合理的に締結されることが示される。契約当事者が相対価格変動ショックの大きな財を消費する場合には、名目固定賃金が均衡としてサポートされる事はない。しかし、その場合で、かつ企業家が契約の相手のタイプを識別できない場合でも、名目固定賃金と部分的に CPI に連動させた賃金の、二つのメニューを示すことでタイプ A と B を識別できる自己選択メカニズムを企業家は設計でき、契約当事者の直面する ambiguity の意味での不確実性の度合いが強いこととタイプ A の労働者の存在 (混在) によって名目固定賃金が均衡としてサポートされる。